

開志専門職大学における公的研究費の運営・管理（不正使用防止）に関わる者の責任の範囲と権限

責任体制	職名	責任の範囲	権限
最高管理責任者	学長	大学全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を持つ。	不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、実施するために必要な措置を講じる。統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
統括管理責任者	教育担当副学長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任を持つ。	大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認し最高管理責任者に報告する。また、行動規範を策定し、周知徹底する。
コンプライアンス推進責任者	事業創造学部長 情報学部長 大学事務局長	大学内の学科及び事務局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任を持つ。	自身の管理監督又は指導する部局において、 ・不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を統括管理責任者に報告する。 ・不正防止を図るため、コンプライアンス教育を実施し、受講状況ならびに理解度を管理監督する。 ・適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
コンプライアンス推進副責任者	総務課長	コンプライアンス推進責任者の指示のもと、大学内の学科及び事務局における公的研究費の運営・管理について実効的な責任を持つ。	コンプライアンス推進責任者の指示のもと、実効性のある管理監督を行う為に、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて、コンプライアンス推進責任者に報告し、改善を指導する。